

資料 5

第三回 社会的養育・家庭支援部会

全国自立援助ホーム協議会
恒松 大輔

<次期都道府県社会的養育推進計画について>

● 項目ごとと策定要領について

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取り組みについて

- ・意見表明等支援員について、東京都ではまずは一時保護所や里親などから配置されることになり、施設については当面の間、第三者委員に委ねることになっている。それはいきなりそれだけの支援員の確保・育成が難しく、段階的に利用範囲を広げていくということだと考えられるため、評価の指標のための指標には、意見表明等支援事業の対象範囲等（いつまでにすべての施設で実施するのか等）の計画をいれていただきたい

(3) -③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取り組み

- ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数が指標として出ているが、今回の児童福祉法改正において地域の子育て支援と自立支援を地域でも行えることを考えると児童家庭支援センターだけでなく、自立援助ホームや社会的養護拠点事業にも在宅指導措置委託を積極的に行うように計画に入れていただきたい

(6) 一時保護改革に向けた取り組み

- ・一時保護の定員数を評価にすることはとても大事であり、入所率がオーバーしている状況がある自治体などは保護所の設置個所数や入所率なども指標に入れるべきだと考える。

(8) -①里親等への委託こども数の見込み等

- ・留意事項の2番目の算式において、「行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設」のこども数となっているが、現状例に出ている児童心理治療施設や児童自立支援施設だけでなく、児童養護施設や自立援助ホームでもそういった子どもはいる。算式にはぜひそこも入れないと、結果的に里親への負担がさらに重くなってしまうのではないか
- ・委託解除された数やその要因分析はぜひやってほしい。

(10) -②社会的養護経験者等の自立に向けた取り組み

- ・基本的に児童自立生活援助事業は20歳以降が利用対象になるという点を考えると、児童養護施設等を措置延長しないと継続して事業につながるができなくなってしまう、措置延長の数値目標も入れていただきたい
- ・児童自立生活援助事業の実施個所数だけでなく、それぞれの整備目標（特にI型）も指標に入れていただきたい
- ・社会的養護自立支援協議会の設置はどこが行なうのか。公的機関が行なうとなった場合は都道府県等児相設置自治体になるのだろうか、そうなると広範囲になってしまうので、大きくとつても児童相談所単位、可能ならば市区町村レベルでの設置をしていただきたい。また公的機関が主でなくても拠点事業等の民間に委託することもあわせて検討していただきたい
- ・地域レベルのネットワークだけでなく、全国的なネットワークも活用して、重層的にネットワ

ークを作ることも大事であり、より専門的な人材が必要になってくると考えられるため、研修などの仕組みづくりも構築していただきたい

- (1 1) -②都道府県等(児童相談所)における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取り組み
- ・児童自立生活援助事業における22歳以上の支援も児童相談所が担うのか、他の機関が担うのか。そこははっきりとしたうえで、児童相談所内での担当福祉司の配置数なども指標に入れていただきたい